

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	地域福祉計画	市民が住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができる社会を実現し、福祉によるまちづくりを進めるための指針として次期地域福祉計画（平成24年度～28年度）を策定する	ア 計画		
2	花巻市障がい者計画 (花巻市障がい福祉計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・花巻市障がい者計画 障害者基本法第9条第3項により、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障害福祉施策を総合的かつ横断的に推進することを目的として、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定する。計画期間は平成24年度～平成29年度 ・花巻市障がい福祉計画 障害者自立支援法第88条第1項により、国の基本指針に則して福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することや、各年度における福祉サービス等の必要な見込量、その確保のための方策を定める。計画期間は平成24年度～平成26年度。 障がい者計画と障がい者福祉計画は一体で策定する。 	ア 計画		
3	健康はなまき21プラン	国民の健康づくり運動に基づいた、市民の健康づくり計画であり、平成24年度から5年間の計画として平成23年度に見直し策定を行うもの。	ア 計画		
4	花巻市酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4に規定する、市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画。市の酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向性を示すものであり、5年に1度策定している。	ア 計画		